

新旧対照表

※下線部が改正箇所

公布の日（令和元年6月25日）施行

旧	新
<p>(耐火建築物等)</p> <p>第16条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の場合において、建築物の一部が他の用途に供されるときは、その部分とその他の部分とを令第112条第12項、<u>第13項第2号</u>、<u>第14項及び第15項</u>に規定する構造物で区画しなければならない。</p>	<p>(耐火建築物等)</p> <p>第16条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の場合において、建築物の一部が他の用途に供されるときは、その部分とその他の部分とを令第112条第17項、<u>第18項第2号</u>、<u>第19項及び第20項</u>に規定する構造物で区画しなければならない。</p>
<p>(敷地と道路との関係)</p> <p>第29条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 同一建築物内にある2以上の興行場、公会堂又は集会場が、それぞれ耐火構造とした床若しくは壁又は令第112条第13項第2号の規定に適合する特定防火設備で区画され、かつ、それらの主要な出入口がそれぞれ近接しない位置において異なる道路に面する場合においては、それぞれの興行場、公会堂又は集会場について前2項並びに次条及び第40条の規定を適用する。</p> <p>(第4項省略)</p>	<p>(敷地と道路との関係)</p> <p>第29条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 同一建築物内にある2以上の興行場、公会堂又は集会場が、それぞれ耐火構造とした床若しくは壁又は令第112条第18項第2号の規定に適合する特定防火設備で区画され、かつ、それらの主要な出入口がそれぞれ近接しない位置において異なる道路に面する場合においては、それぞれの興行場、公会堂又は集会場について前2項並びに次条及び第40条の規定を適用する。</p> <p>(第4項省略)</p>
<p>(建築物の主要構造部に関する制限の特例)</p> <p>第53条の6 (第1項省略)</p> <p>2 令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第16条第2項（令第112条第14項に規定する構造物を除く。）、第23条の4第2項（令第112条第14項に規定する構造物を除く。）、第29条第3項、第36条第3項、第41条第2項、第45条第1項、第49条第2項（令第112条第14項に規定する構造物を除く。）及び第53条の4の規定（以下この項において「防火区画等に関する規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等に関する規定以外の耐火性能に関する規定の適用については、これらの建築物の部分</p>	<p>(建築物の主要構造部に関する制限の特例)</p> <p>第53条の6 (第1項省略)</p> <p>2 令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第16条第2項（令第112条第19項に規定する構造物を除く。）、第23条の4第2項（令第112条第19項に規定する構造物を除く。）、第29条第3項、第36条第3項、第41条第2項、第45条第1項、第49条第2項（令第112条第19項に規定する構造物を除く。）及び第53条の4の規定（以下この項において「防火区画等に関する規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等に関する規定以外の耐火性能に関する規定の適用については、これらの建築物の部分</p>

<p>で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。</p>	<p>で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。</p>
<p>(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用の特例)</p> <p>第53条の8 令第129条の2第1項に規定する建築物については、第16条第2項(病院、診療所及び児童福祉施設等を除き、<u>令第112条第12項</u>に規定する構造物に限る。)、第19条(診療所及び児童福祉施設等を除く。)、第27条第2項(廊下の幅に限る。)、第33条第2項、第35条第1項から第4項まで、第36条第1項から第4項まで(同項第2号及び第3号を除く。)、第38条第1項、第2項及び第4項、第39条、第40条第1項(出口の幅の合計に限る。))及び第2項、第43条の2並びに第49条第2項(<u>令第112条第12項</u>に規定する構造物に限る。))の規定は、適用しない。</p>	<p>(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用の特例)</p> <p>第53条の8 令第129条の2第1項に規定する建築物については、第16条第2項(病院、診療所及び児童福祉施設等を除き、<u>令第112条第17項</u>に規定する構造物に限る。)、第19条(診療所及び児童福祉施設等を除く。)、第27条第2項(廊下の幅に限る。)、第33条第2項、第35条第1項から第4項まで、第36条第1項から第4項まで(同項第2号及び第3号を除く。)、第38条第1項、第2項及び第4項、第39条、第40条第1項(出口の幅の合計に限る。))及び第2項、第43条の2並びに第49条第2項(<u>令第112条第17項</u>に規定する構造物に限る。))の規定は、適用しない。</p>
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>